

第 11 次高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画の策定について

1 計画の法的な位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するために定めます。市には 3 年を 1 期とする介護保険事業計画の策定が義務付けられています。

2 計画の記載事項(国の基本指針より)

- (1)日常生活圏域の設定(地域包括ケアシステムを構築する区域とその体制)
- (2)各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (3)各年度における地域支援事業の量の見込み
- (4)自立支援、介護予防、重度化防止の取組及び目標設定

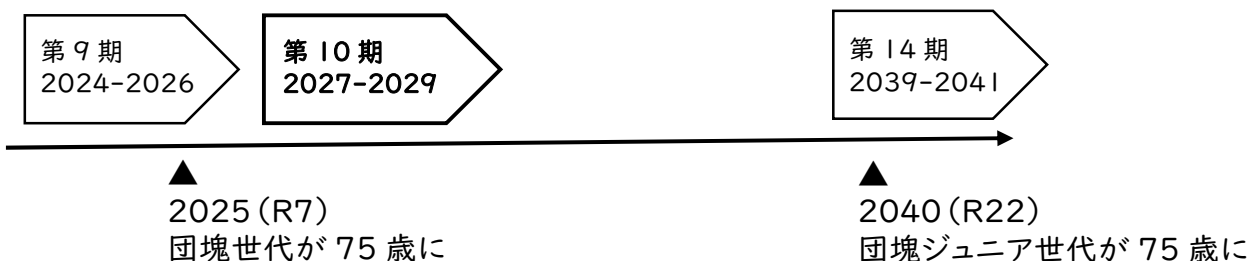
3 計画の期間

令和9年度から令和 11 年度

4 計画策定にあたっての方針

国が令和 8 年 8 月に示す第 10 期計画における基本方針及び県の方針を踏まえて、市の実情に合わせた計画を策定します。また、市政の基本指針となる磐田市総合計画や地域福祉計画等、保健・医療・福祉に関する計画と整合を図ります。

5 高齢者人口の増加を見据えた介護保険事業計画の策定



2040 年 (R22) には、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、総人口・現役世代人口が減少するなかで、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い 85 歳以上人口が急激に増加することが見込まれている。

5 計画策定スケジュール

年月	内容	備考
R8.7	計画の策定について(位置付け、スケジュール等)	第1回 運営協議会
R8.8	調査結果等から見える市の課題について 計画の概要・策定主旨について 基本理念及び基本目標について 介護保険サービスの現状等について	第2回 運営協議会
R8.10	介護保険サービスの今後の見込み及び保険料について 施策の体系図について	第3回 運営協議会
R8.11	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について	第4回 運営協議会
R8.12	パブリックコメント実施	広報紙、 ホームページ 等
R9.1	パブリックコメントの結果について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終案について	第5回 運営協議会
R9.2	条例改正(市議会)	